

大阪港土木工事積算基準書

令和2年10月

大阪港湾局

目 次

第1章 総 則

- 1 適用範囲等…………… 1-1-1
- 2 請負工事の工事費構成…………… 1-2-1

第2章 工事費の積算

- 1 直接工事費…………… 2-1-1
- 2 間接工事費（共通仮設費・現場管理費・機器間接費・据付間接費…………… 2-2-1

第3章 一般管理費等

- 1 一般管理費等の算定…………… 3-1-1

第4章 工事請負契約書第26条（スライド条項）の運用について

- 1 工事請負契約書第26条第1項～第4項（全体スライド条項）
で減額となる場合…………… 4-1-1
- 2 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）で増額と
なる場合…………… 4-2-1
- 3 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）で減額と
なる場合…………… 4-3-1

第1章 総 則

1 適用範囲等

(1) 目的及び適用範囲

本基準書は、大阪市の定める関係条例・規則等に基づき、大阪港湾局（以下「本市」という。）が、土木工事（電気通信設備工事、機械設備工事を含む。）を請負により施行する場合の予定価格の基礎となる積算価格の算出に必要な事項を定め、予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

本基準書では、積算価格の算出に当たっての総則について規定し、個々の施工歩掛（船舶・建設機械等の運転労務歩掛及び燃料消費量等を含む。）については、国土交通省監修等による次の図書の規定を適用する（※）。

- ① 『港湾土木請負工事積算基準』令和2年度改訂版 公益社団法人日本港湾協会 発行
- ② 『国土交通省土木工事標準積算基準書』各編（*） 一般財団法人建設物価調査会 発行
 - * 共通編（岩手県、宮城県、福島県を除く）令和2年度（4月改正）
 - 河川・道路編（岩手県、宮城県、福島県を除く）令和2年度（4月改正）
 - 電気通信編 令和2年度
 - 機 械 編 令和2年度
- ③ 『公園緑地工事標準歩掛』令和2年4月（#）

国土交通省ウェブサイト掲載

※ 各図書の適用時期は、国土交通省の改訂等から半年程度遅れての適用とする。具体的には、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで適用するものとし、以降の年度も概ね同様とする。

主な積算基準等の改定の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。

（前期改訂 : 5/1）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、労務単

価

（基準書改訂 : 10/1）歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算体系、損料

（後期改訂 : 11/1）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料

ただし、本基準書及び上記の図書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用等除外とすることができるものとする。

なお、発注案件ごとの積算内容については、当該設計図書及び配付資料等において、積算条件等に関する特別の定めがあれば、それらを優先するものとする。

(2) 工事設計書の作成

工事設計書の作成に当たっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるようにするため、施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、施工歩掛及び単価等について、十分調査し、それらを明確にして作成するものとする。

2 請負工事の工事費構成

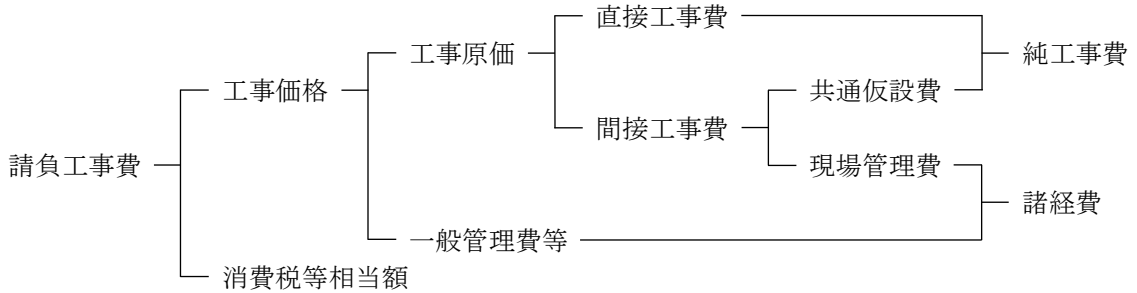
(1) 積算の通則

積算に使用する作業時間は、原則として昼間（1日当たり8時間）とする。ただし、作業条件等により時間外就業等を行うことが常態である場合は、この限りではない。

(2) 請負工事費（積算価格）の構成

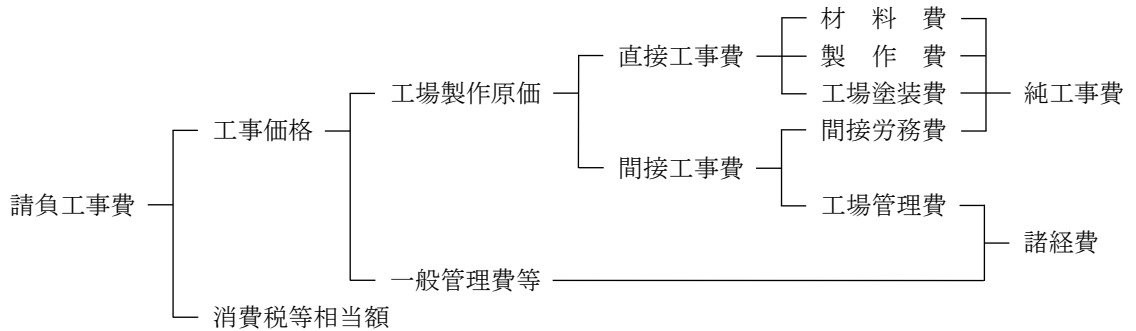
請負工事費の構成は、次のとおりとする。

ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）

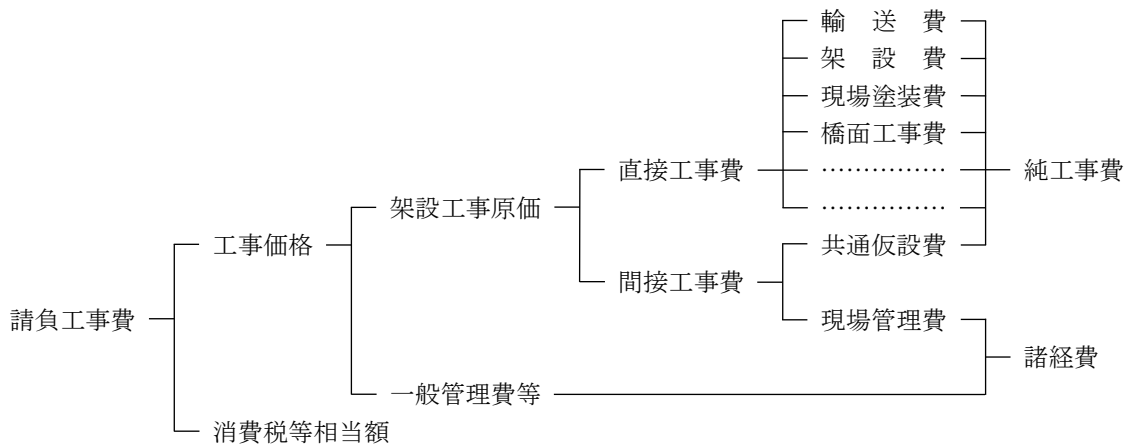


イ 鋼橋工事

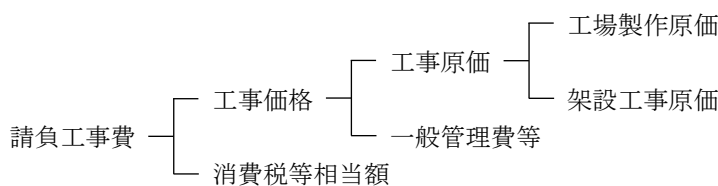
① 工場製作



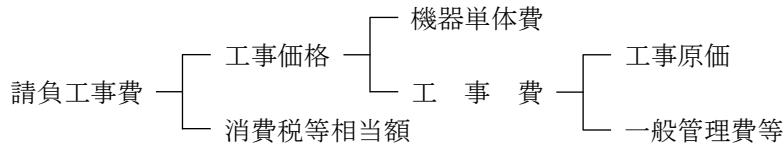
② 現場架設



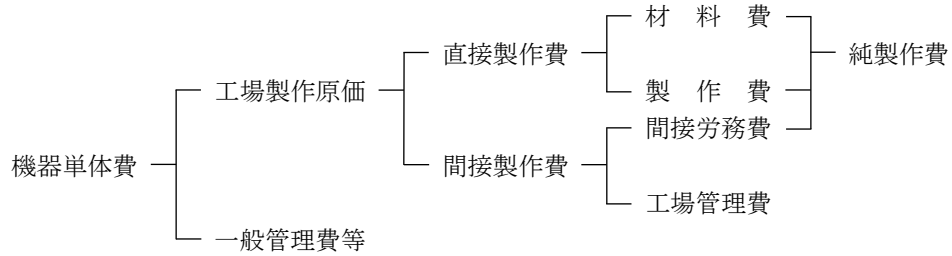
③ 工場製作から現場架設まで一括請負



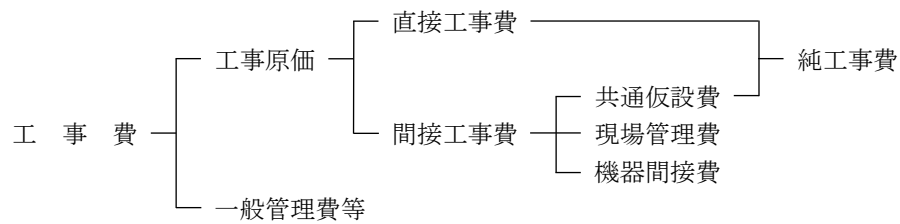
ウ 電気通信設備工事（一般工事）



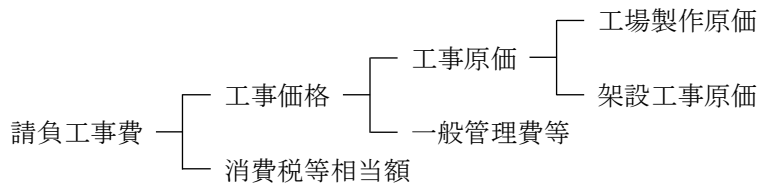
① 機器単体費の内訳



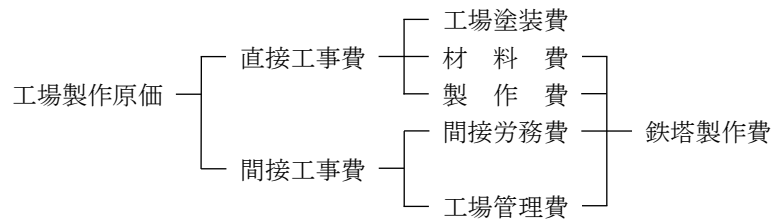
② 工事費の内訳



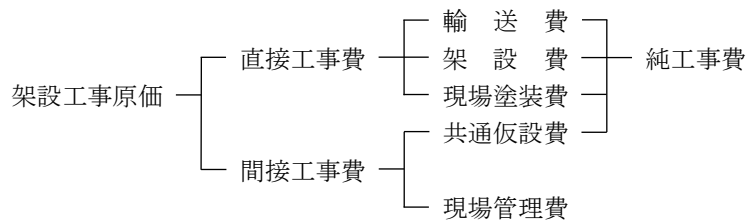
エ 鉄塔・反射板工事



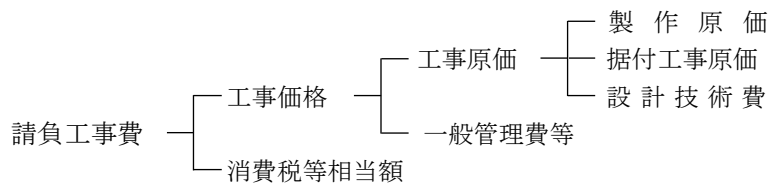
① 工場製作原価の内訳



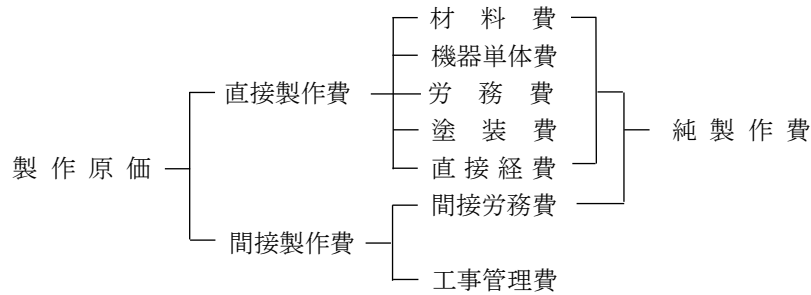
② 架設工事原価の内訳



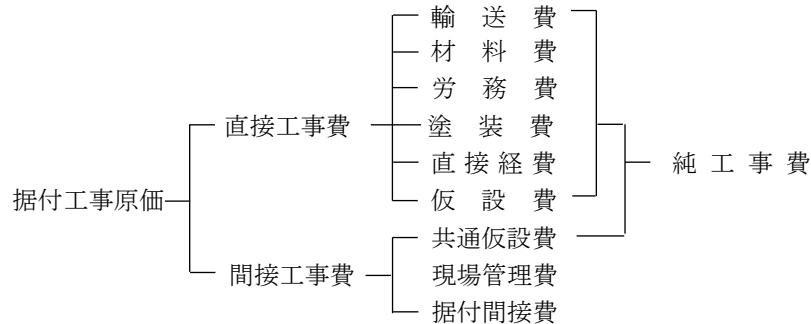
オ 機械設備工事



① 製作原価の内訳



② 据付工事原価の内訳



(3) 請負工事費（積算価格）の内訳

ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）

(ア) 直接工事費

工事の目的物の施工に当たって、直接消費される費用で、箇所又は工事区分により各工事部門を工種、種別及び細別に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものとする。

三要素の内容は、次のとおりである。

A 労務費

工事の施工に要する労務者の賃金

B 材料費

工事の施工に要する材料の費用

C 直接経費

工事の施工に要する費用で、労務費又は材料費に属しない費用

(A) 特許使用料等

工事の施工に要する特許使用料又は工法使用料（派遣技術者等の費用を含む）

(B) 水道・光熱・電力料

工事の施工に要する用水・電力使用料

(C) 船舶・機械器具等の損料等

工事の施工に要する船舶・機械器具等の償却・修理及び管理費用並びに建設用仮設材の損料等

(D) 提供船舶・機械等経費

船舶・機械等を本市が貸与する場合、その現場修理及び格納保管に要する費用

(イ) 間接工事費

工事の対象物に直接施工されるものでなく、各工事部門に共通する直接工事費以外の工事費その他の費用で、共通仮設費及び現場管理費に分類して積算するものとする。

A 共通仮設費

各工事部門に共通して使用される経費で、率計算による額（共通仮設費率にその対象額を乗じて得た額）と積上げ計算による額とを合算して積算するものとする。

その項目及び内容は、次のとおりである。

(A) 回航・曳航費

船舶等の回航・曳航に要する費用

(B) 運搬費

a 機械器具等の運搬等に要する費用

b 現場内における器材の運搬に要する費用

(C) 準備費

a 準備及び跡片付けに要する費用

b 調査、測量、丁張り等に要する費用

c 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

(D) 事業損失防止施設費

工事の施工に伴って発生する騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費及び撤去費並びに当該施設の維持管理等に要する費用

(E) 安全費

a 安全管理等に要する費用

b 安全施設等に要する費用

c 危険区域における危険物等の撤去に要する費用

d a～cに掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

e 港湾及び海岸工事については、安全費に交通管理等に要する費用を含む

(F) 役務費

a 土地（営繕に係る敷地を除く）の借上げに要する費用

b 用水、電力等の基本料

c 臨時電力（契約期間が1年未満の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（契約期間が1年以上で最初の1年間は負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金に要する費用

(G) 技術管理費

a 工程管理のための資料作成等に要する費用

b 品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用

c 出来形管理のための測量及び資料作成等に要する費用

d 国土交通省の依頼による施工実態調査等又は諸経費動向調査に要する費用

e a～dに掲げるものの他、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(H) 水雷・傷害等保険料

危険区域等で工事を施工する場合に、通常の保険では担保されない水雷・傷害等の保険を付保するのに要する費用

a 水雷保険料

b 傷害保険料

c その他必要な保険料

(I) 営繕費

- a 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用
- b 上記の営繕等に係る土地・建物の借上げに要する費用
- c 労務者の陸上輸送に要する費用
- d 労務者又は作業船乗組員の海上輸送に要する費用（主たる作業区域が海上の場合）

(J) イメージアップ経費

工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所及び休憩所の作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために要する費用で、率計算による額（イメージアップ経費率にその対象額を乗じて得た額）と積上げ計算による額とを合算して積算するものとする。

その項目及び内容は、次のとおりである。

- a 仮設備、安全施設、営繕施設の美装化に要する費用
- b その他イメージアップとして実施する項目に要する費用
- c イメージアップの実施に伴う土地等の借上げ等に要する費用

B 現場管理費

工事の施工に当たって、工事を管理し、経営するために必要な経費で、現場管理費率にその対象となる純工事費を乗じて積算するものとする。

その項目及び内容は、次のとおりである。

(A) 労務管理費

現場労務者に係る次の費用とする。

- a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- c 直接工事費又は共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(B) 安全訓練等に要する費用

現場労務者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(C) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課を除く。

(D) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料を除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

(E) 従業員給与手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で、純工事費に含まれる現場従業員の給料等を除く。

(F) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(G) 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

- (H) 福利厚生費
現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、文化活動等の福利厚生に要する費用
 - (I) 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
 - (J) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
 - (K) 交際費
現場への来客等の応対に要する費用
 - (L) 補償費
工事の施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものを除く。
 - (M) 外注経費
工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
 - (N) 工事登録（CORINS 登録）等に要する費用
工事实績の登録等に要する費用
 - (O) 動力・用水・光熱費
現場事務所等の電力、水道、ガス、薪炭等の費用
 - (P) 雑費
(A)から(O)までに属しない諸費
- (ウ) 一般管理費等
一般管理費と付加利益とからなり、一般管理費等率にその対象となる工事原価を乗じて積算するものとする。
- A 一般管理費
工事の施工に当たる企業の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は、次のとおりである。
- (A) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
 - (B) 従業員給与手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
 - (C) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
 - (D) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
 - (E) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、文化活動等の福利厚生に要する費用
 - (F) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
 - (G) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

- (H) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (I) 動力・用水・光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (J) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (K) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (L) 交際費
本店及び支店等への来客等の応対に要する費用
- (M) 寄付金
- (N) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (O) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (P) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため、特別に支出した費用の償却額
- (Q) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため、特別に支出した費用の償却額
- (R) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
- (S) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (T) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (U) 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

B 付加利益

工事の施工に当たる企業が継続して経営するのに必要な費用で、その項目は、次のとおりである。

- (A) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
 - (B) 株主配当金
 - (C) 役員賞与金
 - (D) 内部留保金
 - (E) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
- (エ) 消費税等相当額
消費税及び地方消費税相当分で、工事価格に税率を乗じて得た額とする。
なお、工事価格の積算における各積算構成要素の単価等については、消費税等相当額を含まないものとする。

イ-① 鋼橋工事（工場製作）

（ア） 直接工事費

次の三要素について積算するものとする。

A 材料費

製作に必要な材料の費用で、鋼材費（鋼板、形鋼等）、製品購入費（ボルトナット、支承等）、副資材費（溶接棒、酸素等の補助材料）等からなる。

B 製作費

工場製作に係る労務費で、製作工数に直接労務単価を乗じて積算するものとする。

C 工場塗装費

鋼板の素地調整として行う原板ブラスト、一次プライマー等、工場製作の完了後に行う塗装に要する費用であり、耐候性塗料の場合は製品ブラスト費を、安定化処理を施す場合は安定化処理費を別途計上するものとする。

（イ） 間接工事費

間接労務費と工場管理費との合計である。

A 間接労務費

工場製作に係る間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費で計上された直接労務費に対して、間接労務費率（37.6%）を乗じて積算するものとする。

B 工場管理費

工場製作に係る間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費との和である純工事費から材料費（工場塗装に係る材料費を除く。）を除いた額に工場管理費率（28.8%）を乗じて積算するものとする。

（ウ） 一般管理費等

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「（ウ） 一般管理費等」によるものとする。

ただし、工事原価を工場製作原価と読み替えるものとする。

（エ） 消費税等相当額

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「（エ） 消費税等相当額」によるものとする。

イ-② 鋼橋工事（現場架設）

（ア） 直接工事費

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「（ア） 直接工事費」と概ね同様であり、次の四要素について積算するものとする。

A 輸送費

鋼桁等を製作工場から架設現場までの輸送に要する費用である。

B 架設費

架設工事に必要な労務費、材料費、直接経費を計上する。

C 現場塗装費

架設時に行う継手部の下塗り、中塗り、上塗り等の塗装に要する費用である。

D 橋面工事費

床版工、高欄工、伸縮装置工、排水工、親柱工、橋面舗装工等の桁等架設完了後に橋梁として完成させるために必要な工事の費用を計上する。

- (イ) 間接工事費
「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(イ) 間接工事費」によるものとする。
- (ウ) 一般管理費等
「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(ウ) 一般管理費等」によるものとする。
ただし、工事原価を架設工事原価と読み替えるものとする。
なお、工場製作と現場架設とを分割して同一業者に発注する場合の一般管理費等は、対象となる価格に工場製作原価を含めて計算したものを調整して算定するものとする。
- (エ) 消費税等相当額
「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(エ) 消費税等相当額」によるものとする。

イ-③ 鋼橋工事（工場製作から現場架設まで一括請負）

- (ア) 工事原価
工場製作原価と架設工事原価との合計である。
 - A 工場製作原価
「イ-① 鋼橋工事（工場製作）」の「(ア) 直接工事費」と「(イ) 間接工事費」との合計である。
 - B 架設工事原価
「イ-② 鋼橋工事（現場架設）」の「(ア) 直接工事費」と「(イ) 間接工事費」との合計である。
- (イ) 一般管理費等
「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(ウ) 一般管理費等」によるものとする。
- (ウ) 消費税等相当額
「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(エ) 消費税等相当額」によるものとする。

ウ 電気通信設備工事（一般工事）

- (ア) 工事価格
機器単体費（工場製作原価＋一般管理費等）と工事費（工事原価＋一般管理費等）との合計である。
 - A 機器単体費
電気通信設備の構成要素である機器の単体価格の合計である。
 - (A) 工場製作原価
直接製作費と間接製作費との合計である。
 - a 直接製作費
 - (a) 材料費
製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。
 - (b) 製作費
工場製作に係る直接費である。
 - b 間接製作費
 - (a) 間接労務費
工場製作に係る間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、

製作外注費、横持運搬費からなる。

(b) 工場管理費

工場製作に係る間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなる。

(B) 一般管理費等

機器単体費の一般管理費等は、工場製作を行う企業の継続運営に必要な経費で、一般管理費と付加利益とからなり、一般管理費等率にその対象となる工場製作原価を乗じて積算するものとする。

B 工事費

(A) 工事原価

直接工事費と間接工事費との合計である。

a 直接工事費

工事の目的物の施工に当たって、箇所又は工事区分により各工事部門を工種、種別及び細別に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費、直接経費及び工場製作品（機器又は鋼構造製作物）の輸送費の四要素について積算するものとする。

b 間接工事費

工事の対象物に直接施工されるものでなく、各工事部門に共通する直接工事費以外の工事費その他の費用で、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費に分類して積算するものとする。

(a) 共通仮設費

各工事部門に共通して使用される経費で、次に掲げる項目について積算するものとする。

- I 運搬費
- II 準備費
- III 事業損失防止施設費
- IV 安全費
- V 役務費
- VI 技術管理費
- VII 営繕費

各項目の内容は、「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(イ) 間接工事費」の「A 共通仮設費」と同様である。

(b) 現場管理費

工事の施工に当たって、工事を管理し、経営するために必要な共通仮設費、機器間接費以外の経費で、現場管理費率にその対象となる純工事費を乗じて積算するか、又は現場管理費を構成する各項目について積算するものとする。

各項目の内容は、「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(イ) 間接工事費」の「B 現場管理費」と同様である。

(c) 機器間接費

技術者間接費と機器管理費との合計である。

I 技術者間接費

工事の施工に当たって、機器の製作工場等から派遣される技術者等に対する製作工場等に係る間接費で、その項目及び内容は、次のとおりである。

i 従業員給与手当

当該製作工場等の間接部門の従業員（以下、「間接部門従業員」という。）に対する給料、諸手当及び賞与

ii 退職金

間接部門従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

iii 法定福利費

間接部門従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

iv 福利厚生費

間接部門従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、文化活動等の福利厚生に要する費用

v 補助材料及び工場消耗品費

vi 事務用品費

vii 通信交通費

viii 雑費

i から viii までに属さない諸費用

技術者間接費の算定は、技術者間接費率に派遣労力費を乗じて積算するものとする。

ただし、派遣労力費とは、技術労力費のうち、当該機器の製作工場等から派遣される労力費をいう。また、技術労力費とは、電気通信技術者及び電気通信技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」を使用して積算するものとする。

II 機器管理費

工事の施工に当たって、機器の適切な管理等に要する施工現場における経費で、その項目及び内容は、次のとおりである。

i 機器の施工現場における管理に係る費用

機器の保管に必要な安全施設、安全管理及び運搬等に要する費用

ii 技術管理に要する費用

機器の品質管理のための試験・検査及び試運転等に要する費用

iii 保険料

機器の火災保険、損害保険等の保険料

iv 機器の調達等に要する費用

機器の調達、製作の調整等に要する費用

v 訓練等に要する費用

機器の操作運用に関して発注者等への教育訓練等に要する費用

vi 機器製作期間中の現場経費

機器製作が施工現場にある場合にその期間中の安全管理等に要する費用

vii 事務用品費

viii 通信交通費

ix 雑費

i から ix までに属さない諸費用

機器管理費の算定は、機器管理費率に機器単体費を乗じて積算するものとする。

(B) 一般管理費等

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(ウ) 一般管理費等」によ

よるものとする。

(イ) 消費税等相当額

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(エ) 消費税等相当額」によるものとする。

エ 鉄塔・反射板工事

「イ-③ 鋼橋工事（工場製作から現場架設まで一括請負）」と概ね同様である。

(ア) 工事価格

工事原価（工場製作原価＋架設工事原価）と一般管理費等との合計である。

A 工場製作原価

設備の構成要素である鉄塔・反射板の工場製作費である。

(A) 直接工事費

次の三要素について積算するものとする。

a 工場塗装費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

b 材料費

「イ-① 鋼橋工事（工場製作）」の「(ア) 直接工事費」の「A 材料費」によるものとする。

c 製作費

「イ-① 鋼橋工事（工場製作）」の「(ア) 直接工事費」の「B 製作費」によるものとする。

(B) 間接工事費

間接労務費と工場管理費との合計である。

a 間接労務費

「イ-① 鋼橋工事（工場製作）」の「(イ) 間接工事費」の「A 間接労務費」によるものとする。

b 工場管理費

「イ-① 鋼橋工事（工場製作）」の「(イ) 間接工事費」の「B 工場管理費」によるものとする。

B 架設工事原価

直接工事費と間接工事費との合計である。

(A) 直接工事費

次の三要素について積算するものとする。

a 輸送費

工場製作品を製作工場から施工現場までの輸送に要する費用である。

b 架設費

「イ-② 鋼橋工事（現場架設）」の「(ア) 直接工事費」の「B 架設費」によるものとする。

c 現場塗装費

架設（据付）時に行う塗装に要する費用である。

(B) 間接工事費

共通仮設費と現場管理費との合計である。

a 共通仮設費

「ウ 電気通信設備工事（一般工事）」の「B 工事費」の「b 間接工事費」

の「(a) 共通仮設費」によるものとする。

b 現場管理費

「ウ 電気通信設備工事（一般工事）」の「B 工事費」の「b 間接工事費」の「(b) 現場管理費」によるものとする。

C 一般管理費等

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(ウ) 一般管理費等」によるものとする。

(イ) 消費税等相当額

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(エ) 消費税等相当額」によるものとする。

オ 機械設備工事

(ア) 工事価格

工事原価（製作原価＋据付工事原価＋設計技術費）と一般管理費等との合計である。

A 工事原価

(A) 製作原価

直接製作費と間接製作費との合計である。

a 直接製作費

(a) 材料費

製作に当って、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

I 直接材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され、原則としてその製品の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用。

II 補助材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用。

(b) 機器単体費

設備の構成要素である製品の製作に当って、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。

(c) 労務費

設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業員に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。

(d) 塗装費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

(e) 直接経費

設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。

I 木型費

木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用。

II 試運転費

特に必要と認められる試運転に要する費用。

Ⅲ 特別経費

特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用。

b) 間接製作費

工場（据付工事部門等を除く）の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用（システム設計費用を除く）である。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。

(a) 間接労務費

I 間接工・工場管理業務者の給与手当等

工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等。

II 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等

製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当金繰入額等。

(b) 工場管理費

I 消耗工具備品費

消耗工具、備品等の費用

II 工場消耗品費

消耗品等の費用

III 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

IV 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

V 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

VI 会議費

会議に要する費用

VII 交際費

来客等の応対に要する費用

VIII 法定福利費

従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用

IX 福利厚生費

工場の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用

X 動力用水光熱費

工場における電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用

XI 印刷製本費

工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用

XII 試験試作費

製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用

XIII 教育訓練費

工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用

XIV 地代家賃

工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用

XV 保険料

工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用

XVI 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

XVII 減価償却費

工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の減価償却額

XVIII 製作外注経費

製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用

XIX 工場内運搬費

製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費

XX 雑費

I から XX までに属さない諸費用

(B) 据付工事原価

直接工事費と間接工事費の合計である。

a 直接工事費

(a) 輸送費

製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用

(b) 材料費

工事を施工するにあたり、直接及び補助的に使用される材料の費用

I 直接材料費

直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用

II 補助材料費

補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用

(c) 労務費

工事を施工するにあたり、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。

(d) 塗装費

据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

(e) 直接経費

工事を施工するにあたり、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。

I 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料

- II 水道・光熱・電力料
工事の施工に要する用水・電力使用料
- III 機械経費
工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額
- IV 試運転経費等
特に必要と認められる総合試運転等に要する費用
- V 特別経費
特に必要があると認められる費用
- (f) 仮設費
工事を施工するために必要となる仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用
- b 間接工事費
共通仮設費、現場管理費、据付間接費に分類して積算するものとする。
 - (a) 共通仮設費
 - I 運搬費
 - II 準備費
 - III 事業損失防止施設費
 - IV 安全費
 - V 役務費
 - VI 技術管理費
 - VII 営繕費
 各項目の内容は、「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(イ)間接工事費」の「A 共通仮設費」と同様である。
 - (b) 現場管理費
工事を施工するにあたり、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。
各項目の内容は、「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(イ)間接工事費」の「B 現場管理費」と同様である。
 - (c) 据付間接費
据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。
 - I 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等
据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額、並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額
 - II 事務用品費
据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
 - III 交通通信費
据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費
 - IV 会議費

据付工事部門等の会議に要する費用

V 交際費

据付工事部門等の来客等の応対に要する費用

VI 法定福利費

据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

VII 福利厚生費

据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用

VIII 動力用水光熱費

据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用

IX 印刷製本費

据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用

X 教育訓練費

据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用

XI 地代家賃

据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用

XII 保険料

据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用

XIII 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

XIV 雑費

I から XIV までに属さない諸費用

(C) 設計技術費

a システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等

製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。

b システム設計に係る管理費等

システム設計時に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。

c 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は、「国土交通省土木工事標準積算基準書第IX編第1章④請負工事費の費目」のIX-1-10に掲載のものによるものとする。

B 一般管理費等

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(り) 一般管理費等」によるものとする。

(イ) 消費税相当額

「ア 一般土木工事（港湾及び海岸工事を含む）」の「(エ) 消費税等相当額」によるものとする。

(4) 請負工事費（積算価格）の積算（機械設備工事）

「国土交通省土木工事標準積算基準書第Ⅸ編第1章⑤請負工事費の積算」によるものとする。

第2章 工事費の積算

1 直接工事費

(1) 労務費

労務費は工事の施工に要する労務者の賃金で、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 所要人員

所要人員は、原則として国土交通省監修等による施工歩掛（標準歩掛）を使用するものとする。

イ 労務単価（電気通信設備工事に係る技術労力費及び技能労力費に係る労務賃金を含む）

労務単価は、「公共工事設計労務単価（大阪府）」等を使用するものとする。

公共工事設計労務単価は、通常勤務すべき時間帯（午前8時から午後5時まで）の所定労働時間（実働8h＋休憩1h）8時間当たりの単価であり、時間外、深夜又は法定休日の労働については、それぞれの割増賃金を加算し、積算労務単価として、次式により補正して算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{積算労務単価} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価（休日の場合は計上しない）} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数（1位四捨五入）} \end{aligned}$$

K：1時間当たり割増賃金係数（職種ごとに次式により算定）

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数（小数4位四捨五入）}$$

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率

割 増 係 数：1.25（平日及び法定休日以外の時間外）
：0.25（深夜：午後10時～翌午前5時）

労働基準法第37条第1項の時間外、休日及び深夜の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令による。

ただし、作業船の単価設定における船員の労務単価については、 β （船員供用係数）で時間外割増手当又は深夜割増手当を考慮するものとし、労務単価（所定内労働に対する賃金）を適用する。

割増賃金の計上が必要な場合の労務単価（積算労務単価）の計算例は、次のとおり。

(ア) 時間外（平日及び法定休日以外）

A 所定労働時間（午前8時～午後5時）に加えて午後9時までの時間外労働の場合

$$\text{積算労務単価} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K(\text{時間外}) \times 4 \text{ h}$$

B 所定労働時間（午前8時～午後5時）に加えて翌午前0時までの時間外労働の場合

$$\begin{aligned} \text{積算労務単価} &= \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K(\text{時間外}) \times (7 \text{ h} - 0.5 \text{ h}(\ast)) \\ &\quad + \text{労務単価} \times K(\text{深夜}) \times 2 \text{ h} \end{aligned}$$

※ 超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

(イ) 深夜

午後5時～午前2時の労働の場合（所定労働時間内）

$$\text{積算労務単価} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K(\text{深夜}) \times 4 \text{ h}$$

(ウ) 夜間作業

作業時間が午後8時～翌午前6時で所定労働時間内の労働の場合

$$\text{積算労務単価} = \text{労務単価} \times 1.5$$

また、所定労働時間を超える場合は、当該時間分の割増賃金（時間外）を加算する。

(エ) 2交代制の場合

2交代制の場合の作業員の労務単価は、時間外割増賃金及び深夜割増賃金を加算し、積算労務単価として、次式により補正して算出するものとする(*)。

* 1の組と2の組との平均労務単価として算出する。

積算労務単価 = 労務単価 + 労務単価 × T (1位四捨五入)

T : 2交代制の場合の総割増賃金係数

T = 割増対象賃金比 × γ (小数4位四捨五入)

γ : 割増賃金率 (就業時間数、時間帯により計算)

24時間2交代制 (就業22時間) のγの計算例は、次のとおり(#)。

時間外割増賃金率 = (3h + 3h) × 1/8 × 1.25 = 7.5/8

深夜割増賃金率 = 6h × 1/8 × 0.25 = 1.5/8

γ = 1/2 × (時間外割増賃金率 + 深夜割増賃金率)

= 1/2 × (7.5/8 + 1.5/8) = 4.5/8 = 0.5625

各組の作業時間帯は、次のとおり。

1の組 : 午前8時～午後8時の労働 (所定労働時間+時間外3h)

2の組 : 午後8時～翌午前8時の労働 (所定労働時間+時間外3h+深夜6h(†))

† 深夜の時間帯 (午後10時～翌午前5時) に休憩1h

(2) 材料費

材料費は工事の施工に要する材料の費用で、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 設計数量

設計数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量等を考慮した数量とし、原則として国土交通省監修等による施工歩掛 (標準歩掛) の材料割増率を用いて算出するものとする。

イ 設計材料単価

設計材料単価は、極力入札時の実勢価格を反映したのものとするため、原則として積算時(月)における市場価格とし、消費税等相当分を含まないものとする。また、価格には現場までの運賃等その他買入に要する費用を含むものとする。

なお、設計材料単価の決定方法については、原則として次のとおりとする。

(ア) 物価資料 (建設物価(※)又は積算資料(*)) による場合

※ 建設物価 : 一般財団法人建設物価調査会 発行『月刊 建設物価』

* 積算資料 : 一般財団法人経済調査会 発行『月刊 積算資料』

A 両方に掲載されている品目は、最廉の実勢価格を採用する。

B 一方のみに掲載されている品目は、その実勢価格を採用する。

C 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している希望販売価格であり、実勢価格と異なるため、設計材料単価として採用しない。ただし、公表価格で割引率(額)の表示があるものは、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を設計材料単価として採用する。なお、割引率を乗じた価格については、公表価格と同じ桁数に丸めるものとする(端数切捨て)。

また、物価資料の単価の単位を変換して設計材料単価とする場合は、有効数字3桁とする(4桁目以降切捨て)。

(イ) 特別調査による場合

(ア) により難しい (物価資料に掲載がない) 場合は、特別調査 (公共事業建設資材価格調査) を年2回 (前期・後期) 実施し、その結果により設計材料単価の改訂を行うものとする。積算時(月)の適用については、前期を5月から10月までとし、後期を11月から翌年4月までとする。

なお、公共事業建設資材価格調査報告書については、大阪市建設局ウェブサイトで公表している。

アスファルト混合物(※)で、物価資料に掲載等されていない規格の価格については、価格調査を原則として毎月実施し、設計材料単価の改訂を毎月行うものとする。

※ 再生アスファルト混合物を含み、夜間割増額及び乳剤等を除く。

また、砂及び石材価格等については、実態調査を実施し、その結果により設計材料単価の改定を行うものとし、砂及び石材価格等実態調査結果については、別紙「砂及び石材等調査価格表」のとおり。

(ウ) 局設定単価による場合

複数の工事でよく使用される資材等で、物価資料に掲載がなく特別調査の対象資材等でない場合又は物価資料に掲載があっても全国価格その他のためそれにより難しい場合は、計画整備部工務課において、複数者からの見積書徴取その他の方法で価格調査等を行い、設計材料単価等を設定するものとする。調査頻度は、原則として年2回（前期・後期）とするが、設定の根拠とした見積書の有効期限切れその他の理由で年4回以上見積書を徴取する場合もある。

(エ) 見積もりによる場合（電気通信設備工事を除く）

特定の少数の工事で使用される資材等で、(ア)から(ウ)までの方法により難しい場合は、当該工事の設計担当部署において、原則として3者以上から見積書を徴取して設計材料単価を決定するものとする。

なお、設計材料単価の決定については、異常値を除く最廉価格の100%の採用により行うものとする（端数整理を除く）。

ウ 支給材料（支給品）、発生材料（現場発生品）及び工場製作品その他の別途製作材料

支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上するものとする。ただし、別途製作材料（工場製作品、ケーソン、ブロック等）及び発生材料については、無価計上とする。

なお、支給材料等の運搬費等は、直接工事費に計上するものとする。

エ 雑材料

雑材料は、代価表にその率が示されていない場合、原則として雑材料を除く代価表総額の0.5%（1円未満切捨て）とする。

なお、市場単価については、雑材料の対象としないものとする。

(3) 直接経費

工事の施工に要する費用で、労務費又は材料費に属しないもので、その算定は次のアからオまでによるものとする。

ア 特許使用料等

設計図書において特許権の対象である工法等の使用を指定している場合に計上するものとし、特許権者から見積書を徴取して積算するものとする。

なお、特許使用料等が、当該工法等で使用する材料又は施工機械の費用として含まれる場合は、それぞれに含めて計上するものとする。

イ 水道・光熱・電力料

工事の施工に要する用水・電力使用料で、共通仮設費の役務費で計上する各基本料金を除いたものとする。

なお、用水については大阪市水道事業給水条例に、電力については関西電力株式会社の電気供給約款に基づき、積算するものとする。

ウ 船舶・機械器具等損料等

工事の施工に要する船舶・機械器具等の償却・修理及び管理費用並びに建設用仮設材の損料等を次のとおり積算するものとする。

(ア) 船舶の損料

国土交通省から通知された「船舶の損料算定基準」に基づき算定する。

なお、当該基準は、概ね2年1回の頻度で改訂され、その適用を4月1日以降として通知されるが、本市においては、特別の定めがない限り、その年の11月1日から次回の改訂の年の10月31日まで適用するものとする。

(イ) 機械器具等の損料等

国土交通省から通知された「機械器具等の損料算定基準」に基づき算定する。

なお、当該基準は、概ね2年1回の頻度で改訂され、その適用を4月1日以降として通知されるが、本市においては、特別の定めがない限り、その年の11月1日から次回の改訂の年の10月31日まで適用するものとする。

A 建設機械損料

同基準の請負工事機械経費積算要領に基づき積算する。

B 建設用仮設材損料

同基準の建設用仮設材損料算定基準に基づき算定する。

C 建設機械等賃料

同基準の建設機械等賃料積算基準に基づき積算する。

なお、賃料価格は物価資料によるものとし、その決定方法は設計材料単価の場合と同様とする。また、賃料は、長期割引(※)後の価格を用いて積算するものとする。

※ 長期割引率は次のとおりである。

- ・ クレーン以外：35%
- ・ クレーン(*)：20%

* クローラクレーンを除く。

D 建設用仮設材賃料

同基準の建設用仮設材賃料積算基準に基づき積算する。

なお、賃料単価は物価資料によるものとし、その決定方法は設計材料単価の場合と同様とする。

エ 提供船舶・機械等経費

工事の施工に要する船舶・機械等を本市が貸与する場合、その現場修理及び格納保管に要する費用を計上するものとする。

オ 旅費・交通費（電気通信設備工事）

技術労働者の施工現場への派遣に要する旅費・交通費で、必要に応じて計上するものとする。

(4) 輸 送 費（電気通信設備工事）

機器又は鋼構造製作物を製作工場等の所在地から施工現場まで輸送するために必要な費用で、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 機器の輸送費

市場価格によるものとする。

イ 鋼構造製作物の輸送費

「国土交通省土木工事標準積算基準書第I編第2章②2-2 運搬費」によるものとする。

(5) 交通誘導員の積算

「国土交通省土木工事標準積算基準書」の工種区分を適用する工事にあたっては、交通誘導員の費用を直接工事費に積上げ計上する。

(6) そ の 他

ア 市場単価方式による施工単価

市場単価は、一般財団法人経済調査会発行の『季刊 土木施工単価』又は一般財団法人建設物価調査会発行の『季刊 土木コスト情報』に掲載されている価格(標準市場単価)を施工規模等の補正係数で補正して施工単価として採用する。標準市場単価については、両方に掲載されている場合は、最廉の価格を使用し、一方にのみ掲載されている場合は、その価格を使用するものとする。

なお、積算時(月)の適用については、春号は4月から6月までとし、夏号は7月から9月までとし、秋号は10月から12月までとし、冬号は1月から3月までとする。

イ 施工パッケージ型積算方式による積算単価

施工パッケージ型積算方式による積算単価の算出は、国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載の標準単価に地区や年月等を補正して行う。標準単価及び機材構成比については、年度当初の4月適用分を採用し、年度途中の10月適用分を採用しないものとする。

なお、その適用時期については、国土交通省の適用から半年程度遅れての適用とする。

具体的には、「令和2年4月適用」分を令和2年10月1日から令和3年9月30日まで適用するものとする

(以降も同様)。

また、代表材料規格等の基準材料単価(基準材料単価)は、国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載の「代表材料規格等の基準単価作成方法について」の各適用時期分によるものとする。ただし、積算地区の材料単価については、「(2) 材料費 イ 設計材料単価」により決定するものとする。

ウ 国土交通省監修等による積算基準図書の掲載単価

「第1章 総則 1 適用範囲等 (1) 目的及び適用範囲」に列記する図書で、例えば、「① 『港湾土木請負工事積算基準』」に掲載されている「乗船手当」がこれに該当する。

なお、適用時期については、当該図書の適用時期と同様とする。

エ 機器・材料等の区分(電気通信設備工事)

「国土交通省土木工事標準積算基準書第Ⅶ編第2章①機器・材料等の区分」によるものとする。

オ 建設副産物の処分費

(ア) 建設発生土

建設発生土は、夢洲への搬出を原則とするが、受入基地の営業時間外に搬出が必要な場合は、再資源化施設へ搬出するものとする。なお、搬出先の再資源化施設については、運搬費及び受入価格を考慮して経済比較により決定するものとする。また、運搬距離の算出方法は、次のとおりとする。

A 運搬距離は、工事現場の中心地点から夢洲基地又は再資源化施設までとする。

B 施工箇所が点在する工事は、その平均距離を採用することができる。

(イ) 路盤材、アスファルト塊(切削殻・破砕殻)・コンクリート塊(破砕殻(無筋・鉄筋))等

路盤材、アスファルト塊(切削殻・破砕殻)・コンクリート塊(破砕殻(無筋・鉄筋))等は、再資源化施設への搬出を原則とするが、搬出先の再資源化施設については、運搬費及び受入価格を考慮して経済比較により決定するものとする。なお、運搬距離の算出方法は、次のとおりとする。

A 運搬距離は、工事現場の中心地点から再資源化施設までとする。

B 施工箇所が点在する工事は、その平均距離を採用することができる。

(ウ) 廃プラスチック類、陶管、レンガ等

廃プラスチック類、陶管、レンガ等で、再資源化が可能なものは、再資源化施設又は中間処理施設への搬出を原則とし、再資源化が不可能なものについては、最終処分場へ搬出するものとする。なお、搬出先の施設については、運搬費及び受入価格を考慮して

経済比較により決定するものとする。

A 運搬距離は、工事現場の中心地点から再資源化施設又は中間処理施設等までとする。

B 施工箇所が点在する工事は、その平均距離を採用することができる。

カ 諸雑費

諸雑費率が単価表その他に示されている場合は、対象額にその率を乗じて得た額を円止め（1円未満切捨て）にして計上するものし、諸雑費率が示されていない場合には、計上しないものとする。

キ 積算数位

単価表の積算数位については、国土交通省土木工事標準積算基準書に特別の記載がなく、算定結果から積算数量（歩掛）を求める場合の端数処理については、少数第3位（小数第4位四捨五入）とする。

ク 金額

明細書、代価表及び単価表の各構成要素の金額（数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

2 間接工事費（共通仮設費・現場管理費・機器間接費・据付間接費）

(1) 一般事項

ア 工種区分

工種区分は、港湾浚渫工事、港湾構造物工事、海岸工事の3区分と、河川工事、河川・道路構造物工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、橋梁保全工事、舗装工事、共同溝等工事(1)、同(2)、トンネル工事、砂防・地すべり等工事、道路維持工事、河川維持工事、下水道工事(1)、同(2)、同(3)、公園工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事の21区分の他、水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の17区分とし、一つ目3区分は「第1章 総則、1 適用範囲等、(1) 目的及び適用範囲」に列記する図書の「① 『港湾土木請負工事積算基準』（以下「適用図書①」という。）」の内容に、二つ目21区分については「② 『国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）』（以下「適用図書②」の内容に、三つ目17区分についても同様に「③ 『国土交通省土木工事標準積算基準書（機械編）』（以下「適用図書③」という。）」の内容によるものとする。

イ 複数の工種区分を有する工事の間接工事費率

2種類以上の工種区分を有する工事については、その主たる工種区分の間接工事費率を適用するものとする。なお、その判断基準は、間接工事費の率計算の対象額（概ね直接工事費）の金額によるものとする。

ウ 港湾及び海岸工事の3区分の間接工事費の積算における支給又は貸与の取扱い

水道・光熱・電力を支給し、船舶・機械等を貸与する場合の水道・電力料金等及び当該船舶機械等の評価額については、間接工事費の率計算の対象額に算入しないものとする。なお、無償貸付機械等評価額（貸付にかかる損料額）については、直接経費の「提供船舶・機械等経費」で計上するものとする。

上記の3区分を除く工事の間接工事費の積算における支給又は貸与の取扱いについては、適用図書②及び③の規定によるものとする。

エ 間接工事費の積算における「処分費等」の取扱い

「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費の積算における取扱いについては、適用図書①及び②並びに③の規定によるものとする。

なお、ここでいう「処分費等」とは、次のとおりとする。

- (ア) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）（※）
- (イ) 上下水道料金
- (ウ) 有料道路利用料

※ ここでいう「処分費」には、処分に伴う運搬費を含まないものとする。

準備費に計上される伐開、除根等に伴う処分費についても、ここでいう「処分費」に含まれるものとする。

なお、スクラップ処分費（控除額）については、ここでいう「処分費」の対象外とする。

オ 間接工事費の積算における端数処理

- (ア) 率計算による部分（率積算）

率積算は、間接工事費対象額に該当工種区分の算定式により算出された間接工事費率（補正を含む）を乗じて得た額を円止め（1円未満切捨て）とする。

- (イ) 積上げ計算による部分（積上げ積算）

積上げ積算は、各項目を円止め（1円未満切捨て）とする。

(2) 共通仮設費（イメージアップ経費を含む）

ア 積算方法

工種区分が港湾及び海岸工事の3区分の工事については、適用図書①の規定により積算するものとし、上記の3区分以外の工事については、適用図書②及び③の規定により積算するものとする。

なお、イメージアップ経費については、設計図書に定められている場合にのみ積算するものとする。

イ 共通仮設費率の補正

(ア) 工種区分が港湾工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事に該当する工事

施工地域区分「国際戦略港湾・国際拠点港湾」の補正値を共通仮設費率に加算する。

(イ) (ア)以外の工種区分に該当する工事

適用図書②及び③の規定に基づき、施工地域区分に応じた補正係数を共通仮設費率に乘じるものとする。

(3) 現場管理費

ア 積算方法

工種区分が港湾及び海岸工事の3区分の工事については、適用図書①の規定により積算するものとし、上記の3区分以外の工事については、適用図書②及び③の規定により積算するものとする。

イ 現場管理費率の補正

(ア) 工種区分が港湾工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事に該当する工事

施工地域区分「国際戦略港湾・国際拠点港湾」の補正値を現場管理費率に加算する。

(イ) (ア)以外の工種区分に該当する工事

適用図書②及び③の規定に基づき、施工地域区分に応じた補正係数を現場管理費率に乘じるものとする。

(4) 機器間接費（電気通信設備工事）

「国土交通省土木工事標準積算基準書第VII編第2章⑤4 機器間接費」によるものとする。

(5) 電気通信設備工事の間接工事費等(※)の項目別対象表について

「国土交通省土木工事標準積算基準書第VII編第2章⑤間接工事費」のVII-2-15に掲載のものによるものとする。

※ 一般管理費等を含む。

(6) 据付間接費（機械設備工事）

「国土交通省土木工事標準積算基準書第IX編第1章⑤2-2 間接工事費(3)据付間接費」によるものとする。

(7) 機械設備工事の共通仮設費、現場管理費の項目別対象表について

「国土交通省土木工事標準積算基準書第IX編第1章⑤請負工事費の積算」のIX-1-22に掲載のものによるものとする。

第3章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定

「第1章 総則、1 適用範囲等、(1) 目的及び適用範囲」に列記する図書「① 『港湾土木請負工事積算基準』」又は「② 『国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）』」、
「③ 『国土交通省土木工事標準積算基準書（機械編）』」によるものとする。

なお、一般管理費等率にその対象となる工事原価等に乗じて得た額の端数処理については、工事価格を有効数字4桁又は千円止めとし、端数を切り捨てるものとする。

第4章 工事請負契約書第26条（スライド条項）の運用について

1 工事請負契約書第26条第1項～第4項（全体スライド条項）で減額となる場合

(1) 工事請負契約書第26条第1項～第4項の適用対象工事

ア 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上変化していると予想されること。

なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）を用いるものとする。

また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにもかかわらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。

イ 適用対象工事の確認時期は契約締結日から12月を経過した時点とし、その時点で対象外となった場合は、次の労務単価又は機械損料改訂時を確認時期とする。

ウ 残工事の工期が、請負代金額変更請求日（スライド基準日）から2月以上あること。

(2) 減額となるスライド額の算定

ア 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S = (P_2 - P_1) + (P_1 \times 15 / 1,000) \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

S：スライド額（ただし、 $S < 0$ ）

P_1 ：請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：積算額）

なお、 P_2 の算定に当たっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。

イ 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド額の算定は、労務単価、材料単価又は機械器具損料の変動並びにこれらの変動に伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変化について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにもかかわらず基準日の請負代金額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。

ウ 適用対象工事に該当し、交渉の結果、残工事の請負代金相当額が1,000分の15以上減額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。

(3) 残工事量の算定

ア 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、直近の工事設計書の設計量について行うものとする。

イ アの規定にかかわらず、基準日までに変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量（増廃工・数量の増減）についても出来形数量を確認し、残工事量の対象とする。

ウ 工事現場に搬入済みの工事材料で、工事請負契約書第14条第2項の検査を受けたものについては、出来形数量として取り扱う。また、次の材料等についても、出来形数量として取り扱うことができるものとする。

(ア) 工事材料調達の契約書が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料

については、出来形数量として取り扱う。

- (イ) 工場製品で製造工場等で確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料については、出来形数量として取り扱う。
- (ウ) 基準日以前に設置済みの現地据付型建設機械や仮設材料（架設用クレーンや仮設鋼材など）も出来形の対象とすることができる。

エ 工事設計書等で一式表示した仮設工等についても、出来形の対象とすることができる。
なお、出来形数量の計上に当たり、発注者（以下「甲」という。）側に換算数量等がない場合には、受注者（以下「乙」という。）側の当該工種に対する構成比率等により出来形数量を算出することができるものとする。

(4) スライド額の説明

協議時において、甲は積算に使用した各種単価の変動資料等を用いて、スライド額の説明を行うものとする。

(5) 物価指数等

物価指数は甲が積算に使用する単価の変動率とすることを基本とするが、乙の協議資料に基づき、双方で合意した場合は、別途の物価指数等を用いることができるものとする。

(6) 変更契約の時期

スライド額の契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、設計変更時点等でも行うことができるものとする。

2 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）で増額となる場合

(1) 主要な工事材料

ア 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}} \quad (\text{ただし、} M_{\text{当初}} < M_{\text{変更}})$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の主要な工事材料の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : (3)の規定に基づき算定した価格変動後における主要な工事材料に該当する各材料の単価

D : (4)の規定に基づき主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

イ アに規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、(6)に定める協議により当該出来形部分等が単品スライド条項の適用対象となった場合には、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(2) 増額となるスライド額の算定

ア 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、(1)の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - (P \times 1 / 100) \quad (\text{ただし、} S > 0)$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の主要な工事材料の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : (3)の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : (4)の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : (1)に規定する請負代金額

イ 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を主要な工事材料の各品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額がアの $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあつては、アの規定にかかわらず、アの $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、アの算式によりスライド額を算定する。

ウ イの「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

(ア) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

(イ) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

(ウ) 燃料油に該当する各対象材料について、(5)ウの規定により主たる用途以外の用途に用いた数量を(4)の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量

に(3)ア(イ)Bの平均価格を乗じて得た金額。

エ スライド額の算定は主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(3) 価格変動後における単価の算定方法

ア スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

(ア) 鋼材類その他の対象材料（燃料油を除く。）

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 燃料油

A 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

B 各対象材料のうち、(5)ウの規定により乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることとしたものにあつては、Aの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(4) 対象数量の算出方法

ア スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料に対し、次に掲げる数量とする。

(ア) 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

(イ) 一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

(ウ) その運搬に燃料油を用いる各種の資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

イ 請負代金の部分払をした工事にあつては、(6)に定める協議により単品スライド条項の適用対象となった場合を除き、アに規定する数量から部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

(5) 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

ア 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

イ 乙がアの求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてアに規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

ウ イの規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を乙が提出し難い事情があると甲が認めるときは、甲は乙に対し、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合において、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと甲が認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることができるものとする。

(6) 部分払時の取扱い

工事請負契約書第39条第3項に基づき、甲が部分払のための確認結果を通知するに当たり、

対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

(7) 部分引渡し

工事請負契約書第40条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事は、当該部分引渡しに係る工事部分について、単品スライド条項を適用することができない。

(8) 請負代金額の変更手続

ア 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の時点で残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

イ アに規定する請求があったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これをアの請求があった日から14日以内に乙に通知するものとする。

ウ この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期末に行うものとする。

(9) 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、(1)ア中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における主要な工事材料に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における主要な工事材料に該当する各材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、(2)ア中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

3 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）で減額となる場合

(1) 主要な工事材料

ア 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}} \quad (\text{ただし、} M_{\text{当初}} > M_{\text{変更}})$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : (3)の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D : (4)の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k : 落札率

イ アに規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、(6)に定める協議により当該出来形部分等が単品スライド条項の適用対象となった場合には、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(2) 減額となるスライド額の算定

ア 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、(1)の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + (P \times 1 / 100) \quad (\text{ただし、} S < 0)$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_m \times D_m \} \times k \times 108 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : (3)の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : (4)の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : (1)に規定する請負代金額

イ 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。）を示して(5)アにより異議を申し立てた場合であつて、これら実際の購入金額がアの $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、アの規定にかかわらず、アの $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、アの算式によりスライド額を算定する。

ウ イの「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

(ア) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

(イ) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が購入した際の価格を乗じて得た金額。

(ウ) 燃料油に該当する各対象材料について、(5)ウの規定により主たる用途以外の用途に用いた数量を(4)の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量

に(3)ア(イ)の平均価格を乗じて得た金額。

エ スライド額の算定は主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(3) 価格変動後における単価の算定方法

ア スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

(ア) 鋼材類その他の対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

(イ) 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

(4) 対象数量の算出方法

ア スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料に対し、次に掲げる数量とする。

(ア) 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

(イ) 一式で計上されている仮設工等にあっては、甲の設計数量

(ウ) 設計図書に明示されていない燃料油等については、甲の積算において集計された数量

イ 請負代金の部分払をした工事において、(6)に定める協議により単品スライド条項の適用対象となった場合を除き、アに規定する数量から部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

(5) 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙との協議

ア 甲が算定したスライド額に対して乙が異議を申し立てたときは、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

イ 乙がアの求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてアに規定する事項を確認できない場合は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

ウ イの規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を乙が提出し難い事情があると甲が認めるときは、甲は乙に対し、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合において、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと甲が認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることができる。

(6) 部分払時の取扱い

工事請負契約書第39条第3項に基づき、甲が部分払のための確認結果を通知するに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲は当該通知を行う書面に部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とする旨を記載するものとする。

(7) 部分引渡し

工事請負契約書第40条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事は、当該部分引渡しに係る工事部分について、単品スライド条項を適用することができない。

(8) 請負代金額の変更手続

ア 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の時点で残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

イ アに規定する請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これをアの請求があった日から14日以内に乙に通知するものとする。

ウ この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期末に行うものとする。

(9) 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、(1)ア中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、(2)ア中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

